

入会金及び会費規程

【改正理由】

- ① 現在の連合会を構成する正会員は、5 協会並びに各協会役員7名で構成されており、会費は各地域協会の運営費（地域協会員の会費）の中から連合会会費を捻出している。しかし、各地域における様々な問題点から平等性が保たれていない。
- ② 正会員と賛助会員の区分けが明確でない。

【改正】

- 1 連合会の会員について
連合会の会員構成は、以下の3種類とおりとする
 - (1) 各地域協会に所属する正会員
 - (2) 各地域協会に所属しない正会員
 - (3) 賛助会員
- 2 連合会の会費について
 - (1) 各地域協会に所属する正会員
○年会費：各協会は、「地域協会会費規程」により連合会に納入する
 - (2) 各地域協会に所属しない正会員（広域においてユーザー機能を有する企業等）
○年会費：¥144,000
 - (3) 賛助会員
正会員以外の会員（関係団体、機械・重機・車両メーカー等）
○年会費：¥72,000

入会金及び会費規程

第1条 本規程は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会（以下「連合会」という。）定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費について定める。

（入会金及び年会費）

第2条 入会金及び年会費は、次の表のとおりとする。

会員の種類		入会金	年会費
正会員	地域協会 会員	免除	「地域協会会費規程」
	地域協会 非会員	個人	24,000円
		団体	144,000円
賛助会員	個人	12,000円	
	団体	72,000円	

（年度途中の年会費）

第3条 地域協会 会員が年度途中で入会した場合、地域協会は別に定める「地域協会会費規程」により算出し、納入しなければならない。

2 地域協会 非会員及び賛助会員が年度途中で入会をした場合の年会費は次のとおりとする。

（1）年度途中の年会費：年会費÷12月×（12月－入会月）

（2）入会金は年度途中の入会においても第2条によるものとする。

（入会金及び年会費の納入方法）

第4条 入会金及び年会費は、連合会からの請求書を受領後、1ヶ月以内に納入するものとする。また、第3条についても同様とする。

2 入会金及び年会費の分納は、原則として認めないものとする。ただし、理事会の承認を得たものは、この限りでない。

3 入会金及び年会費は、連合会の指定する金融機関に振り込むものとする。

（送金手数料）

第5条 入会金及び年会費の納入に際しての当該送金手数料は、会員が負担するものとする。

(会費の臨時徴収)

第6条 連合会は、特殊な事業の実施に係る経費の支弁のために、理事会の議決を経て、臨時に会費を徴収することができる。

第7条 本規程に定めのない事項は、別途、理事会の決議を経て定めるものとする。

附 則

- ① この規程は平成23年4月1日から施行する。
- ② 定款附則6は、本規程により削除する。

地域協会会費規程

第1条 本規程は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会（以下「連合会」という。）「入会金及び会費規程」に基づき、連合会が認める各地域木材資源リサイクル協会（以下「地域協会」という）に所属する会員（以下、地域協会会員）が連合会に納入する会費について定める。

（会費の取扱い）

第2条 地域協会会員が当該年度に納めるべき連合会の会費は、連合会の総会において決議された金額とする。

2. 会費は所属する地域協会が取りまとめ等手続きを行い、連合会に納付する。

第3条 本規程に定めのない事項は、理事会の決議を経て定めるものとする。

【 附則1 会費の計算方法および報告事項について 】

1. 当規定（会費）第2条に定める会費の金額は以下のように定める。

（単位）

2. 会費は地域協会の次の a)、b) 各項によって、次項3.の計算式により算出する。

a) 前事業年度末日における各地域協会に所属する会員数（単位は[人]、以下地域協会会員数という）。

b) 前事業年度1年間に各地域協会が取り扱う木材資源リサイクル製品出荷量（単位は[万トン]、以下、取扱数量という）。

2) 地域協会は、前項 a) および b) について、事業年度終了後、2か月以内に連合会に報告しなければならない。

3) 本規定においては、地域協会における会員1人あたりの年会費は、原則12万円とする。

(計算式)

3. 会費を求める計算式は次のように定める。なお、各数値はそれぞれ前項 2. で定めたもの等を用いる。

[小計会費]

$$= [2.3) \text{ 地域協会における会員 1 人あたりの年会費}] \\ \times [2.a) \text{ 地域協会員数}] \\ \times [\text{地域協会員 1 人あたりの負担割合}] + [\text{基本料}]$$

2) [地域協会員 1 人あたりの負担割合]は別添表.1 による。

3) [基本料]は次のように定める。

$$[\text{基本料}] = [2.b) \text{ 取扱数量}] \times 4 \text{ 千円}$$

4) 3.により求められた[小計会費]は百円単位を切り上げ、これを会費とする。

別添表.1

地域協 会員数	地域協会員 1人あたり の負担割合	地域協 会員数	地域協会員 1人あたり の負担割合	地域協 会員数	地域協会員 1人あたり の負担割合
1	13.27%	21	11.93%	41	10.60%
2	13.20%	22	11.87%	42	10.53%
3	13.13%	23	11.80%	43	10.47%
4	13.07%	24	11.73%	44	10.40%
5	13.00%	25	11.67%	45	10.33%
6	12.93%	26	11.60%	46	10.27%
7	12.87%	27	11.53%	47	10.20%
8	12.80%	28	11.47%	48	10.13%
9	12.73%	29	11.40%	49	10.07%
10	12.67%	30	11.33%	50	10.00%
11	12.60%	31	11.27%	51	9.93%
12	12.53%	32	11.20%	52	9.87%
13	12.47%	33	11.13%	53	9.80%
14	12.40%	34	11.07%	54	9.73%
15	12.33%	35	11.00%	55	9.67%
16	12.27%	36	10.93%	56	9.60%
17	12.20%	37	10.87%	57	9.53%
18	12.13%	38	10.80%	58	9.47%
19	12.07%	39	10.73%	59	9.40%
20	12.00%	40	10.67%	60	9.33%